

山下江法律事務所の 実務に役立つ 企業法務の基礎

第66回

マイナンバー制度(1)

前回までは、セクハラ、パワハラ及びマタハラについて説明してきました。

今回からは、今話題の「マイナンバー制度」について取り上げます。

マイナンバー制度とは

「マイナンバー(社会保障・税番号)制度」とは、住民票を有する全ての方に1人1つの番号(12桁)を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有している個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

政府は、マイナンバー制度を導入する目的やその効果として、次の3つがあると説明しています。

① 行政の効率化

マイナンバー制度の導入後

は、国や地方公共団体等での各種手続において、マイナンバーの提示・記載が求められることとなります。

これにより、行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。

また、複数の業務の間での情報連携が進むことにより、作業の重複などの無駄が削減されるようになります。

② 国民の利便性の向上

社会保障や税関係の各種申請時に必要とされた添付書類の提出が不要になるなど、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。

また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスののお知らせを受け取ったりできるようになります。

③ 公平・公正な社会の実現

各人の所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、税や社会保障の負担を不当に免れたり、給付を不正に受けることを防止す

るとともに、本当に困っている方へのきめ細かな支援が可能になります。

今後のスケジュール

マイナンバーの通知

平成27年10月以降、住民票を有する方にマイナンバーが通知されます。

外国籍の方でも住民票を有する中・長期在留者や特別永住者などには通知されることとなります。

この通知は、市区町村から、原則として住民票に登録されている住所あてに、マイナンバーが記載された「通知カード」を簡易書留にて送付することによって行われます。

マイナンバーは一生使用するものであり、マイナンバーが漏えいするなどして、不正に使用されるおそれがある場合を除いて番号は変更されませんので、その管理には注意する必要があります。

なお、法人には、1法人に1つの法人番号(13桁)が指定されることになっています。法人番号の通知も、平成27年

10月以降に、登記されている本店又は主たる事務所の所在地に通知書を送付することによって行われます。

マイナンバーの利用開始

平成28年1月以降、社会保障、税、災害対策の行政手続において、マイナンバーが必要になります。

このため、年金・雇用保険・医療保険の手続、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続などで、申請書等にマイナンバーの記載が求められることとなります。



田中伸山
事務所、
副所長・
弁護士
山下江
弁護士

広島県三原市出身。広島大学附属福山高校、一橋大学法学部卒業。平成9年司法試験合格。平成12年4月広島弁護士会入会。平成23年度広島弁護士会副会長。【主な取扱分野】企業法務、債権回収、債務整理、交通事故被害(損害賠償請求)。

機動力と総合力の広島最大級事務所！迅速な対応のための予防法務＝顧問契約をお勧めします

〒730-0012 広島市中区上/丁堀 4-27 上/丁堀ビル 703 TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 所長 山下江



山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office

広島弁護士会所属

☑契約書チェック ☑債権回収 ☑労務問題など

企業法務専門サイトあります

<http://www.hiroshima-kigyo.com>

山下江

検索

◆離婚、相続、交通事故、債務整理の無料相談実施中！

◆債務整理、交通事故：着手金¥0-



H26.11 撮影

予約電話受付
平日 9～19時
土曜 10～17時



相談予約専用
フリーダイヤル

なやみよまるく
0120-7834-09